

(地Ⅲ35)

平成29年5月8日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より、各都道府県知事等宛に通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

長期入院精神障害者の地域移行への取組においては、厚生労働省において平成27年度より「長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業実施要綱」を定め、試行的に事業を行ってきたところであります。平成29年度からは、これまでの事業内容を踏まえるとともに、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、全国で「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日より適用するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

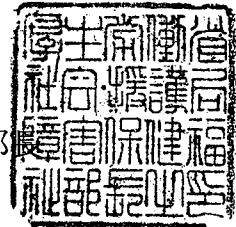
障発0418第8号

平成29年4月18日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施について

標記について、別添のとおり都道府県知事及び指定都市市長あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係機関及び関係団体等に対する周知等、事業に御協力賜るようよろしくお願いいたします。

障発0418第8号
平成29年4月18日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施について

長期入院精神障害者の地域移行への取組に積極的な地域において、長期入院精神障害者の地域移行を進めるために必要な地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証するため、平成27年度より「長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業実施要綱」を定め、試行的に事業を行ってきたところである。

平成29年度からは、これまでの事業内容を踏まえるとともに、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、全国で「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるため、別紙のとおり、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、これに伴い、平成27年4月24日障発0424第5号「長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の実施について」は廃止する。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要綱

1 目的

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。また、長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要がある。

このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下「包括ケアシステム」という。）の構築を進める。具体的には、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村における障害保健福祉の担当部局、保健所、都道府県における精神科医療及び障害保健福祉の担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県は、保健所設置市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）で事業を実施した方が適切に実施できる場合には、事業の一部について、保健所設置市等に補助して実施することができる。

また、都道府県等は、事業の一部を市町村又は団体等に委託して実施することができるものとする。

3 事業内容等

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

都道府県等は、事業を実施する圏域（障害保健福祉圏域を原則とする。）ごとに「保健・医療・福祉関係者による協議の場」（以下「協議の場」という。）を設置すること。既存の協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する「（自立支援）協議会」をいう。）の専門部会又はそれと同等の既存の組織を協議の場として位置づけることは差し支えない。

(ア) 協議の場の参加者について

保健・医療・福祉関係者については、都道府県等の実情に応じ選定できるが、参加者としては次のa～gよりそれぞれ少なくとも1名以上の参加が望ましい。

- a 都道府県等における精神科医療を所管する部局の職員

- b 都道府県等における障害保健福祉を所管する部局の職員
- c 市町村における障害保健福祉を所管する部局の職員
- d 保健関係者：保健所、精神保健福祉センター等の職員及び市町村における精神保健担当保健師等
- e 医療関係者：精神科病院、その他の医療機関、訪問看護ステーション等の医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等
- f 福祉関係者：基幹相談支援センター、福祉事務所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所等の従事者等
- g その他の関係者：関係機関、関係団体、精神障害当事者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等

(イ) 協議の場における協議内容について

協議内容は、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する内容であること。なお、管内に地域移行支援型ホームを運営している事業所があり、かつ、(自立支援)協議会において当該地域移行支援型ホームの評価等を行わない場合は、本協議の場においてその評価等を少なくとも年1回以上実施する。

(協議内容の例)

- a 精神障害者の住まいの確保支援に係る事項（共同生活援助事業所の整備を含む。）
- b ピアサポートの活用に係る事項（ピアサポーターの養成を含む。）
- c 入院中の精神障害者の地域移行に係る事項（地域移行支援の活用促進を含む。）
- d 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事項
- e 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事項
- f 措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事項
- g その他（包括ケアシステムの構築に資する事項）

(ウ) 協議の場の開催について

協議の場は、必要に応じて、代表者会議と実務者会議のように2部構成としたり、協議内容に応じて、柔軟に参加者を決定しても差し支えない。開催頻度は、月1回程度とすることが望ましいが、合理的な理由があればこの限りでない。年度単位で、事業内容の振り返りや包括ケアシステムの構築状況の評価ができるように、戦略的に協議の場を運営すること。

(2) 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

都道府県等は、居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備に努めること。具体的な例として、精神障害者が入居しやすい民間賃貸住宅情報の提供システムの構築や空き部屋のマッチングシステムの構築、公営住宅の入居促進、公的保証人制度の構築等がある。この際、障害福祉計画等に示す1年以上の長期入院患者の入院需要及び地域への移行に伴

う基盤整備量を考慮するとともに、民間賃貸住宅への入居中の生活安定のための支援体制の構築も合わせて検討することが望ましい。

(3) ピアサポートの活用に係る事業

都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者の地域移行や精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポートの活用を推進するための体制整備に努めること。

なお、ピアサポートの活用に当たっては、ピアサポート従事者（以下「ピアサポーター」という。）及びピアサポーターに関わる事業者に対しピアサポートの活用に必要な研修等（例：体験談プログラムに従事できるようなピアサポーターの養成やピアサポーターを活用する障害福祉サービス事業者向けの研修）を行うことが望ましい。また、ピアサポーターの活動の場の拡大を目指し、研修等を受講したピアサポーターが相談支援事業所等に雇用される等、関係機関との連携を図ること。なお、ピアサポーターが活動するに当たっては、ピアサポーターに対し、活動内容、報酬、活動時間等の条件を明確にし、契約書等を取り交わすことが望ましい。

(4) 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業

都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者を対象に、入院中に通常行われる支援とは別に、精神科病院等の医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種と、相談支援専門員や介護支援専門員等の地域の関係者がチームとなり、障害福祉サービス事業者等と十分な連携の下、退院に向けた相談・支援等の包括的な地域生活支援プログラムの実施に努めること。なお、本事業で行うプログラムについては、地域生活を念頭に置いたプログラムや訓練等とし、病院の職員等の関係者が協力し、プログラム参加者に対し、退院の意向等を確認し、地域移行支援の利用につなげる等の検討が望ましい。

(プログラムの例)

- ・体験談プログラム：病棟内プログラム、作業療法、デイケア等において、当該病院を退院し地域生活を送る当事者を招き、入院中の精神障害者や病院職員が体験談を聞くプログラム
- ・日中活動体験プログラム：入院中の精神障害者が地域の障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等に出向き、地域の事業所等での活動の体験や見学を行うプログラム
- ・生活訓練プログラム：食事、入浴、健康管理等退院後に最低限必要となる生活に関する訓練プログラム

(5) 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

都道府県等は、包括ケアシステムの構築状況の評価に当たり、精神障害者を取

りまく医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育の実態把握に努めること。具体的な実態把握の方法例として、アンケート調査や関係団体等へのヒアリング等があるが、その他、精神保健福祉資料などの既存データの活用も考慮すること。また、精神障害者や家族等のニーズを把握した上で、地域の課題を整理することが望ましい。

(6) 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業

都道府県等は、精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、地域の関係者と協働し、研修の実施に努めること。なお、研修においては、以下の点に留意すること。

- ア 一方的な講義とならないよう配慮し、演習を含めるなど実効性を伴うものであること。
- イ 精神科病院等の医療従事者及び相談支援事業所等の職員が精神障害者の地域移行に関し相互理解を深められるものであること。
- ウ 包括ケアシステムの構築に資する内容であること。
- エ 研修の内容の評価を行うとともに、研修修了一定期間後にモニタリングを行い研修の効果について評価すること。

(7) 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業

都道府県等は、措置入院者等の退院後の医療等の継続支援が実施できるように、制度の周知や人材育成などの必要な取組の実施に努めること。

(8) 精神障害者の家族支援に係る事業

都道府県等は、精神障害者の家族が、包括ケアシステムに対する理解を深めるとともに、家族が安心して、精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援に努めること。なお、実施においては、以下の点に留意すること。

- ア 相談等を通じて家族のニーズを把握すること。その上で、精神障害者の家族が抱える課題を整理して、それぞれのニーズに合った支援を行うよう努めること。
- イ 協議の場等を活用し、精神障害者の家族が抱える課題等を共有化するよう努めること。
- ウ 包括ケアシステムの構築に向けた課題等について、保健・医療・福祉関係者と家族が互いに理解できるような機会（合同研修会等）を設けるよう努めること。
- エ 家族会等の組織育成支援にあたっては、家族会を後方支援できるようなネットワークづくりに努めること。

(9) その他

都道府県等は、(1)～(8)に掲げる事業のほか、包括ケアシステムの構築

に資する事業を実施することができる。

4 留意事項

- (1) 支援対象者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、個人情報に関する管理責任者を定めるとともに、支援従事者は正当な理由なくその業務を通じ知り得た個人情報を漏らしてはならないこと。
- (2) 都道府県等は、事業の一部を補助により実施する場合、事業の趣旨を踏まえた補助に係る要綱を定める等、事業が適切に行われるよう必要かつ適切に関与しなければならない。
- (3) 都道府県等は、事業の一部を委託する場合、受託者に対し、委託する業務の内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的を確認することなど必要かつ適切な監督をしなければならない。

5 報告

- (1) 都道府県等は、本事業の実施状況について、事業の一部を委託している場合も含め、関係実施機関から事業実施の報告を求めるとともに、事業実施状況の調査・指導等を行うものとする。
- (2) 本事業を実施した場合には、都道府県等は、支援実施内容やピアサポーター養成者数などの実績や地域移行者数などの効果について、事業を実施している関係機関からの報告に基づき、別途通知する様式により翌年度4月末までに、当部精神・障害保健課あてに報告を行うこと。

6 経費の負担

- (1) 国は、都道府県等がこの実施要綱に基づき事業を実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」及び「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。
- (2) 都道府県等は、事業の実施に当たり、別紙の実施計画書を当部精神・障害保健課に提出し、事前に協議を行うものとする。
- (3) 医療保険、介護保険、自立支援給付等の既存制度で請求可能な支援と重複する支援内容については、本事業の補助対象とはならないので留意すること。
- (4) 都道府県等は、3（1）に定めた協議の場を必ず設けるものとし、地域の実情に合わせ3（2）～（9）の事業メニューを合わせて行うものとする。

- (5) 本事業は、国費等補助の有無を問わず、平成28年度において実施している事業よりも実施圏域の拡大又は実施内容の充実を図る場合に都道府県等に対し補助するものであり、実施計画書の記載に当たって留意すること。

平成 29 年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 実施計画書

都道府県・指定都市名

① 事業名	
② 国庫補助協議額	千円
③ 事業開始予定時期	平成 年 月 日 から
④ 事業概要	
⑤ これまでに実施している類似事業の名称(国庫補助事業及び県単独事業等)	

- (注) 1. 当該計画書は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要綱」の4に定める実施計画に基づき作成すること。
2. 当該計画書の作成時点で確定していない内容については、予定である旨を記入すること。
3. ②は、実施する事業の経費について、別添所要額内訳書の合計金額を記入すること。
4. ④は、実施する事業の計画を簡潔かつ具体的に記入すること。なお、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
5. ⑤は、直近3年間において実施した事業について、事業名及び実施年度を記入すること。

事業計画

(参考)

第5期 障害福祉計画 成果目標 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

①圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

：平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

②市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

：平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

③精神病床における一年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

：1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する

④精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）

：平成32年度における目標値を設定する。目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については84%以上とし、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを基本とする。

1 基礎情報(都道府県・指定都市(以下「都道府県等」という。))における資源・状況の把握)

※行を適宜増減させて記載して下さい。

※各数値の時点が分かるように記載して下さい。

障害保健福祉圏域(以下「圏域」という。)数	
市町村数	
人口	
精神科病院と精神病床数	〇〇病院(〇〇床)、〇〇病院(〇〇床)...
入院精神障害者数 (平成28年6月30日時点)	3か月未満:〇〇人(うち65歳以上:〇〇人) 3か月以上1年未満:〇〇人(うち65歳以上:〇〇人) 1年以上:〇〇人(うち65歳以上:〇〇人)
相談支援事業所数 (平成28年〇月時点)	指定一般相談支援事業所数: 指定特定相談支援事業所数:
基幹相談支援センター(名称と数)	
保健所(同上)	
精神保健福祉センター(同上)	
県の協議会・専門部会(同上)	
市町村の協議会・専門部会(同上)	
住宅確保要配慮者居住支援協議会 居住支援協議会(同上)	
その他	

2 事業内容一覧(各事業の詳細は3以降に記載下さい。)

※実施の有無について、「有」場合に○を記入し、実施圏域数をご記入下さい。

	実施の有無	実施圏域数	精神科病院数
①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置			
②精神障害者の住まいの確保支援に係る事業			
③ピアサポートの活用に係る事業			
④入院中の精神障害者の退院促進に係る事業			
⑤包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業			
⑥精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業			
⑦措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業			
⑧精神障害者の家族支援に係る事業			
⑨その他			

3 実施内容

※行を適宜増減させて記載して下さい。

1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者

	担当課名・担当機関及び担当部署名	人数
a 都道府県等における精神科医療を所管する部局の職員		
b 都道府県等における障害保健福祉を所管する部局の職員		
c 市町村における障害保健福祉を所管する部局の職員		
d 保健関係者：保健所、精神保健福祉センター等の職員及び市町村における精神保健担当保健師等		
e 医療関係者：精神科病院、その他の医療機関、訪問看護ステーション等の医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等		
f 福祉関係者：基幹相談支援センター、福祉事務所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所等の従事者等		
g その他の関係者：関係機関、関係団体、精神障害当事者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等		

(2) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催体制

※開催体制の概要については、協議会との関係や協議の場の構成などについて記載して下さい。また、協議の場の構成ごとの名称と開催予定回数についても合わせて記載下さい。

【開催体制の概要】	
	平成 29 年度の開催予定回数
○(名称)	
○(名称)	

2)精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

※ 当事業内容の継続性について：新規・改変・継続いずれか、1つをお選び下さい。
 (改変の場合、昨年度からの改変内容について下記にその状況を記載して下さい。)

()

【用語について】

新規(構築推進事業の実施に当たり、新たに開始した内容)
 改変(構築推進事業の実施前より国費・県費等で実施していたが、対象の拡大や内容の充実を図ったもの)
 継続(構築推進事業の実施前より国費・県費等で実施しており、対象や内容を変更せず継続して実施する内容)
 ※申請に当たっては、事業のいずれかにおいて「新規・改変」である必要があります。

①団体等への補助・委託の有無	
—補助・委託有の場合の団体等の名称	名称:
—補助・委託有の場合の補助・委託の内容	内容:
②事業の内容	
③事業の目的	
④事業の対象者	
⑤事業の方法、実施スケジュール	
—居住支援協議会との連携	
—民間賃貸住居への入居中の生活安定のための支援体制の構築	

3)ピアサポートの活用に係る事業

※ 当事業内容の継続性について: 新規・改変・継続いずれか、1つをお選び下さい。
(改変の場合、昨年度からの改変内容について下記にその状況を記載して下さい。)

()

※用語については、3の2)の説明を御確認下さい。

①団体等への補助・委託の有無	
—補助・委託有の場合の団体等の名称	名称:
—補助・委託有の場合の委託の内容	内容:
②事業の内容	
③事業の目的	
④事業の対象者	
⑤事業の方法、実施スケジュール	
—ピアサポーター及びピアサポーターに関わる事業者への研修実施の有無	
—相談支援事業所との連携	名称:
—ピアサポーターの活動状況の把握	

4)入院中の精神障害者の地域移行に係る事業

※ 当事業内容の継続性について：新規・**変更**・継続いずれか、1つをお選び下さい。
 (変更の場合、昨年度からの変更内容について下記にその状況を記載して下さい。)

()

※用語については、3の2)の説明を御確認下さい。

(1)体験談プログラム

①団体等への補助・委託の有無	
—補助・委託有の場合の団体等の名称	名称:
—補助・委託有の場合の委託の内容	内容:
②事業への参加医療機関の名称 (対象患者が入院する医療機関)	名称:
③事業の内容	
④事業の目的	
⑤事業の対象者	
⑥事業の方法、実施スケジュール	
—関係する当事者の状況	
—指定一般相談支援事業所との連携	

(2)日中活動体験プログラム

①団体等への補助・委託の有無	
—補助・委託有の場合の団体等の名称	名称:
—補助・委託有の場合の委託の内容	内容:
②事業への参加医療機関の名称 (対象患者が入院する医療機関)	名称:
③事業の内容	
④事業の目的	
⑤事業の対象者	
⑥事業の方法、実施スケジュール	
—体験するサービス等	
—指定一般相談支援事業所との連携	

(3)生活訓練プログラム

①団体等への補助・委託の有無	
—補助・委託有の場合の団体等の名称	名称:
—補助・委託有の場合の委託の内容	内容:
②事業への参加医療機関の名称 (対象患者が入院する医療機関)	名称:
③事業の内容	
④事業の目的	
⑤事業の対象者	
⑥事業の方法、実施スケジュール	
—訓練プログラムの内容等	
—指定一般相談支援事業所との連携	

5) 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

※ 当事業内容の継続性について：新規・改変・継続いずれか、1つをお選び下さい。
(改変の場合、昨年度からの改変内容について下記にその状況を記載して下さい。)

()

※用語については、3の2)の説明を御確認下さい。

①団体等への補助・委託の有無	
—補助・委託有の場合の団体等の名称	名称:
—補助・委託有の場合の委託の内容	内容:
②事業の内容	
③事業の目的	
④事業の対象者	
⑤事業の方法、実施スケジュール	
—精神障害者や家族等のニーズの把握方法	

6) 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業

※ 当事業内容の継続性について: 新規・改変・継続いずれか、1つをお選び下さい。
 (改変の場合、昨年度からの改変内容について下記にその状況を記載して下さい。)

()

※用語については、3の2)の説明を御確認下さい。

①団体等への補助・委託の有無	
—補助・委託有の場合の団体等の名称	名称:
—補助・委託有の場合の委託の内容	内容:
②研修回数と時期	
③研修対象者	
④研修内容	
⑤研修効果の評価計画(モニタリング方法・時期等)	

7)措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業

※ 当事業内容の継続性について：新規・改変・継続いずれか、1つをお選び下さい。
 (改変の場合、昨年度からの改変内容について下記にその状況を記載して下さい。)

()

※用語については、3の2)の説明を御確認下さい。

①団体等への補助・委託の有無	
—補助・委託有の場合の団体等の名称	名称:
—補助・委託有の場合の委託の内容	内容:
②事業の内容	
③事業の目的	
④事業の対象者	
⑤事業の方法、実施スケジュール	

8)精神障害者の家族支援に係る事業

※ 当事業内容の継続性について：新規・改変・継続いずれか、1つをお選び下さい。
(改変の場合、昨年度からの改変内容について下記にその状況を記載して下さい。)

()

※用語については、3の2)の説明を御確認下さい。

①団体等への補助・委託の有無	
—補助・委託有の場合の団体等の名称	名称:
—補助・委託有の場合の委託の内容	内容:
②事業の内容	
③事業の目的	
④事業の対象者	
⑤事業の方法、実施スケジュール	

9)その他

※ 当事業内容の継続性について: 新規・改変・継続いずれか、1つをお選び下さい。
(改変の場合、昨年度からの改変内容について下記にその状況を記載して下さい。)

()

※用語については、3の2)の説明を御確認下さい。

①団体等への補助・委託の有無	
—補助・委託有の場合の団体等の名称	名称:
—補助・委託有の場合の委託の内容	内容:
②事業の内容	
③事業の目的	
④事業の対象者	
⑤事業の方法、実施スケジュール	

所要額内訳書

経費区分	対象経費の 支出予定額	積 算 内 訳
報酬 賃金 社会保険料等 報償費 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 会議費 印刷製本費 光熱水費及び 修繕費 役務費 通信運搬費 手数料 保険料 広告料料 使用料及び賃借 料 委託料 補助金	円	
合 計	円	

(注)「経費区分」欄は、要項に示す補助対象経費により記入すること。